

社会福祉法人ひなたぼっこ 役員報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人ひなたぼっこ（以下「法人」という）定款8条及び21条の規定に基づき、役員（理事長、専務理事、監事）の報酬などについて定めるものとする。

(報酬などの支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬などを支給する。

- (1) 常勤理事長、専務理事については、報酬（賞与含む）及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員（非常勤理事長、監事）などについては、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は前年の業務実態に応じた報酬を支給し、退職手当は支給しない。
- 2 常勤理事長、専務理事に対する退職手当は、円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤理事長、非常勤理事長、専務理事、監事の報酬等の算定方法)

第3条 常勤理事長、専務理事に対する報酬等の額は、次の報酬の算定明細に応じて定めるものとする。

《役員報酬算定明細》

役員報酬明細科目	常勤理事長	非常勤 理事長	専務理事	監事	
①基本給与	250,000	—	220,000	—	
②役職手当(月)	50,000	50,000	40,000	16,000	
③住宅手当(月5000円) 65歳未満	○	—	○	—	
④子供手当(月5000円) 高校以下	○	—	○	—	
⑤残業打切手当 (前年実績)	—	—	○	—	
⑥給与月額(①~⑤)	○	—	○	—	
⑦給与年額(⑥×12)	○	—	○	—	
⑧賞与分(前年実績)	○				
⑨年総額(⑦+⑧)	○	—	○	—	
⑩月額(⑨÷12)	○	—	○	—	
計					

*常勤理事長、非常勤理事長、専務理事は債務の連帯保証人となる。

*常勤理事長、専務理事の年次有給休暇、及び特別休暇はなし。

(1) 常勤理事長、専務理事の賞与については以下の通りとする、
一般職員と同月数を計算し報酬に含める。

(2) 常勤理事長、専務理事の退職手当については以下の通りとする。

常勤理事長 基本給与×係数（在任1年＝係数1） 端数月は月÷12

専務理事 基本給与×係数（在任1年＝係数1） 端数月は月÷12

* 専務理事就任時は理事長は非常勤となる。

(3) 非常勤役員に会議手当（交通費、日当、食卓費）を支給する。

①評議員会への出席（評議員） 5,000円

②理事会等会議への出席（非常勤理事） 5,000円

③監事の決算監査等への出席 3,000円

* 諏訪地域以外（飯田）から参加する場合は+4,500円（燃料費、高速料金）を支給する。

（常勤理事長、専務理事に就任する場合の基本給与）

第4条 常勤理事長、専務理事の基本給与は下記の通りとする。

常勤理事長 月額 250,000円

専務理事 月額 220,000円

* 職員が役員（理事長、専務理事）に就任する場合は退職処理を行い、法人が掛けている退職金（中退協及び民間保険）の清算を行う。民医連慰労金は65歳になるまで継続する。

* 60歳以下で常勤理事長、専務理事に就任する場合、上記の金額を上回る場合は上回る額を基本給与とする。

（報酬などの支給方法）

第5条 常勤理事長、専務理事、監事に対する報酬などの支給時期は下記の時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日の振込みとする。ただし、その日が休日にあたる時は、職員給与に準じた日とする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を支給する。

（報酬などの日割り計算）

第6条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合に報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員などが死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。(ホームページ等)

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成30年4月1日より施行する。

《役員報酬規程にもとづく 2022 年度の役員報酬計算明細》

役員報酬明細科目	森正明 常勤理事長	北原光比 監事	西尾三雄 監事	
① 基本給与	250,000			
② 役職手当(月)	50,000			
③ 特別休暇				
④ 雇用保険				
⑤ 住宅手当(月5000円)				
⑥ 子供手当(月5000円)				
⑦ 残業手当				
⑧ 給与月額(①~⑦)	300,000			
⑨ 給与年額(⑧×12)	3,600,000			
⑩ 賞与(前年実績2.8ヶ月)	840,000			
⑪ 給与年額(⑨+⑩)	4,440,000	192,000	192,000	
⑫ 月額(⑪÷12)	370,000	16,000	16,000	

*2022 年度の役員報酬は常勤理事長、監事 2 人で総額 4,824,000 円とする。